

国立大学法人京都大学運営方針会議規程等新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学運営方針会議規程 (令和6年達示第57号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(雑則)</p> <p>第12条 運営方針会議に関する事務は、<u>総長オフィス</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(雑則)</p> <p>第12条 運営方針会議に関する事務は、<u>総務室</u>において処理する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和8年達示第30号) この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学役員会規程 (平成16年達示第2号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(雑則)</p> <p>第10条 役員会に関する事務は、<u>総長オフィス</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(雑則)</p> <p>第10条 役員会に関する事務は、<u>総務室</u>において処理する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和8年達示第30号) この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学経営協議会規程 (平成16年達示第3号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(雑則)</p> <p>第11条 経営協議会に関する事務は、<u>総長オフィス</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(雑則)</p> <p>第11条 経営協議会に関する事務は、<u>総務室</u>において処理する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和8年達示第30号) この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学施設整備委員会規程 (平成16年達示第65号)</p>	

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 施設担当の理事（以下「担当理事」という。）</p> <p>(2) 研究科長 5名</p> <p>(3) 研究所長又はセンター長 1名</p> <p>(4) 国際高等教育院長、<u>情報環境機構長及び図書館機構長</u></p> <p><u>(5) 施設部長</u></p> <p><u>(6) その他総長が必要と認める者</u> 若干名</p> <p>2 前項第2号、第3号及び<u>第6号</u>の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第2号、第3号及び<u>第6号</u>の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、担当理事の任期の終期を超えないものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第2条</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) (同 左)</p> <p>(4) <u>情報環境機構長、国際高等教育院長、図書館機構長及び施設部長</u></p> <p><u>(5) (同 左)</u></p> <p>2 前項第2号、第3号及び<u>第5号</u>の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第2号、第3号及び<u>第5号</u>の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、担当理事の任期の終期を超えないものとする。</p> <p>附 則（令和8年達示第30号） この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学学生生活委員会規程 (昭和27年達示第10号)</p>	
<p>(前 略)</p> <p>第6条 委員会に関する事務は、学務部<u>学生課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第6条 委員会に関する事務は、学務部<u>学務課</u>において処理する。</p> <p>附 則（令和8年達示第30号） この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>
<p style="text-align: center;">厚生補導担当の副学長の職務を定める規程 (平成10年達示第19号)</p>	
<p>(前 略)</p> <p>第2条 厚生補導担当を命ぜられた副学長は、学生の厚生補導に関する事務を掌理し、当該事務</p>	<p>第2条 厚生補導担当を命ぜられた副学長は、学生の厚生補導に関する事務を掌理し、当該事務</p>

改正前	改正後
<p>に関し<u>事務本部</u>の職員を指揮監督するものとする。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学総合体育館規程 (昭和47年達示第10号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第4条 総合体育館に関する事務は、学務部<u>厚生課</u>において処理する。</p> <p style="text-align: center;">京都大学国際交流会館規程 (昭和57年達示第17号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第18条 国際交流会館に関する事務は、学務部<u>留学生支援課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学補導主事規程 (昭和30年達示第16号)</p>	<p>に関し<u>支援組織</u>（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第47条の規定により定める組織（グローバル・エンゲージメント・オフィス及び情報環境機構を除く。））、第47条の2の規定により定める組織（プロボストオフィス及び学務部に限る。）及び第47条の3の規定により定める組織（成長戦略本部及び環境安全保健機構を除く。）をいう。）の職員を指揮監督するものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和8年達示第30号） この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>第4条 総合体育館に関する事務は、学務部<u>学生支援課</u>において処理する。</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和8年達示第30号） この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>第18条 国際交流会館に関する事務は、学務部において処理する。</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和8年達示第30号） この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>第4条 学務部長、<u>学生課長及び厚生課長</u>の職にある者は、補導主事を兼ねる。</p> <p style="text-align: center;">京都大学学内掲示等規程 (昭和23年告示第13号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 掲示を行おうとするときは、<u>事務本部</u>に提出して許可をうけなければならない。許可は、印章を押捺することによつて行なう。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学学内集会規程 (昭和26年達示第2号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第4条 集会の主催者は、<u>事務本部</u>を経て別に定める様式の集会許可願を総長に提出して、その許可を受けなければならない。集会許可願に記載した事項に変更又は追加をしようとするときも、また同じ。</p> <p>継続使用の許可を受けている場所において、</p>	<p>第4条 学務部長、<u>学務課長及び学生支援課長</u>の職にある者は、補導主事を兼ねる。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和8年達示第30号) この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>第3条 掲示を行おうとするときは、<u>支援組織(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第47条の規定により定める組織(グローバル・エンゲージメント・オフィス及び情報環境機構を除く。))、第47条の2の規定により定める組織(プロポストオフィス及び学務部に限る。))及び第47条の3の規定により定める組織(成長戦略本部及び環境安全保健機構を除く。))</u>をいう。)に提出して許可をうけなければならない。許可は、印章を押捺することによつて行なう。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和8年達示第30号) この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>第4条 集会の主催者は、<u>支援組織(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第47条の規定により定める組織(グローバル・エンゲージメント・オフィス及び情報環境機構を除く。))、第47条の2の規定により定める組織(プロポストオフィス及び学務</u></p>

改正前	改正後
<p>使用目的の範囲内で集会を行なう場合は、前項の規定にかかわらず、そのつど許可を受けることを要しない。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学学内団体規程 (昭和26年達示第3号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 職員が、学内団体を結成したときは、<u>事務本部</u>を経て総長に団体結成届を提出しなければならない。学生生徒のみをもつて又は学生生徒が、他の者と共同して学内団体を結成しようとするときは、学務部<u>厚生課</u>を経て総長に団体結成願を提出して、その承認をうけなければならない。団体の届出事項を変更したとき又は承認事項を変更しようとするときも、また同じ。</p> <p>前項の届出又は願出の様式は、別に定める。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学学生寄宿舍女子寮規程 (平成30年達示第79号)</p> <p>(前 略)</p>	<p><u>部に限る。)</u>及び第47条の3の規定により定める組織(成長戦略本部及び環境安全保健機構を除く。)をいう。)を経て別に定める様式の集会許可願を総長に提出して、その許可を受けなければならない。集会許可願に記載した事項に変更又は追加をしようとするときも、また同じ。</p> <p>継続使用の許可を受けている場所において、使用目的の範囲内で集会を行なう場合は、前項の規定にかかわらず、そのつど許可を受けることを要しない。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和8年達示第30号) この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>第3条 職員が、学内団体を結成したときは、<u>人事部</u>を経て総長に団体結成届を提出しなければならない。学生生徒のみをもつて又は学生生徒が、他の者と共同して学内団体を結成しようとするときは、学務部<u>学生支援課</u>を経て総長に団体結成願を提出して、その承認をうけなければならない。団体の届出事項を変更したとき又は承認事項を変更しようとするときも、また同じ。</p> <p>前項の届出又は願出の様式は、別に定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和8年達示第30号) この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第20条 宿舍に関する事務は、学務部<u>厚生課</u>において処理する。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学学生表彰規程 (平成17年達示第83号)</p> <p>(前 略) (事務)</p> <p>第11条 表彰に関する事務は、学務部<u>厚生課</u>において処理する。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学における研究インテグリティの確保に関する規程 (令和5年達示第57号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第8条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 統括責任者 (2) 総長が指名する理事又は副学長(前号に掲げる者を除く。) (3) 総長が指名する理事補 (4) 研究科長 若干名 (5) 研究所長 若干名 (6) <u>人事部長</u> (7) <u>情報部長</u> (8) 総合研究推進本部の職員のうち総長が指名するもの 若干名 (9) その他総長が必要と認める者 若干名 <p>2～4 (略)</p>	<p>第20条 宿舍に関する事務は、学務部<u>学生支援課</u>において処理する。</p> <p style="text-align: center;">附 則(令和8年達示第30号) この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>(事務)</p> <p>第11条 表彰に関する事務は、学務部<u>学生支援課</u>において処理する。</p> <p style="text-align: center;">附 則(令和8年達示第30号) この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>第8条</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) (2) (3) (4) (5) (6) <u>情報部長</u> (7) <u>人事部長</u> (8) (9) <p>2～4</p>

改 正 前	改 正 後
(後 略)	附 則 (令和 8 年 達 示 第 3 0 号) この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。